令和８年度　第７回　徳島地方最低賃金審議会　議事要旨

１　開催日時、場所

日時　令和８年９月９日（水）　午前10時00分～午前10時25分

場所　あわぎんホール４Ｆ　大会議室　（徳島市藍場町２丁目14番地）

２　出席者

(公益委員)　稲倉委員　竹原委員　段野委員　撫養委員　米澤委員

(労側委員)　三木委員　南委員　　横井委員

(使側委員)　脇田委員　五島委員　中村委員

３　議事要旨

（１）本年８月２４日付けで答申された改正徳島県最低賃金に係る意見の要旨を公示したところ、期間内に異議申出があったことからこれに係る審議の諮問が行われた。

（２）異議申出は徳島県労働組合総連合からの１件であり、文書の他、意見陳述の申出があったことから、委員の了承を得て意見陳述が行われた。

（３）異議申出以外に、徳島県商工団体連合会から意見書が提出されたことから、事務局より概要紹介が行われた。

（４）異議申出の審議に移り、委員より以下のとおり意見が述べられた。

労側委員

○　労側としては、最賃近傍で働く労働者の生活を守ることを中心に、実態に即した引上げ額を提示してきた。結果として労使一致に至らず公益委員見解となったが、目安＋１円となったことは人材確保につながる一歩だった。が、最賃ではフルタイムで働いても生活に十分とはいえず、さらに（１１/１の）指定日発効となったことで労働者の生活にも影響するため、公益委員見解には反対せざるを得なかった。

しかし、最後は公労使の採決で決まったものとして重く受け止めており、採決の結果を尊重して、異議は棄却でお願いしたい。

使側委員

○　異議申出をいただいた。が、額については法定３要素を参照した上であり、発効

日についても公益委員見解を受けて採決の結果決まったものなので、異議は棄却でお願いしたい。

（５）段野会長より、他の委員から他に意見がないことを確認した上で、８月２４日付け答申は労使一致に至らず公益委員見解を示し採決により決定されたものだが、公益委員見解は労使双方の主張を記しているとおり、これまでの労使の真摯な議論を伺い導いたものであること、異議申出を含め答申の内容にそれぞれの立場から不服が出ることは当然と考えること、方や、異議の内容はいずれもこれまでの審議の中で議論されてきた論点であることを鑑みると８月２４日付けの答申どおりとすることが適当であるとの意見の取りまとめが行われ、同旨の答申が労働局長に行われた。

（６）労働局長より、委員へのお礼、改正決定に向けて所定の手続きを進めていく旨、新しい最低賃金の額と発効日の周知と履行確保に最善を尽くすことは勿論、事業者の支援についても、支援策の申請期間を含めて周知に努めていく旨の挨拶が行われて閉会した。